

# 令和元事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

## 証券モニタリングの基本的な進め方

- 全ての金融商品取引業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。
- オンサイト・モニタリングでは、問題の全体像を把握し、実効性のある再発防止策につなげていく。また、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

## 今事務年度の取組方針

- 過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な活動の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況やこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセスメントを行っていく。
- 以下のような場合を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行っていく。
  - 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
  - リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
  - オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況(検査未実施期間が長期化している場合を含む)
  - 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況
- 特に地域証券会社のガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性(含む顧客本位の業務運営)や地域における直接金融の担い手としての役割等については、オフサイトを中心としたモニタリングを実施していく。
- このほか、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行っていく。

《テーマ別モニタリング事項》 ※ 金融庁「実践と方針」を踏まえつつ、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にテーマを設定

- ◎マネー・ローンダリング対策(AML)、テロ資金供与対策(CFT)への取組状況
- ◎サイバーセキュリティ対策の十分性、各業態に応じたシステムリスク管理の実施状況
- ◎顧客本位の業務運営を実現するための施策の実施状況
- ◎内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

## 《規模・業態別の主な検証事項》

大手証券会社グループ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組み</li><li>・ 形式的なルールにとどまらないプリンシプルに即した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組み</li><li>・ 顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組みやAML/ CFTの対応状況 (営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施)</li><li>・ 銀証連携による利益相反管理態勢【3メガ証券会社】</li></ul>
外国証券会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・ バックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理態勢の整備状況</li><li>・ 我が国金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスク</li><li>・ M&amp;Aや社債発行における引受業務等投資銀行業務の状況</li></ul>
ネット系証券	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市場参入が著しい非金融グループにおける収益面を含むグループ全体の戦略や運営方針の把握</li><li>・ サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理状況</li><li>・ 取扱商品の増大、対面営業への進出・拡大等を踏まえた内部管理態勢の整備状況</li></ul>
準大手証券・ 地域証券会社等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投資家保護の観点からの不適切な勧誘行為等</li><li>・ 外国資本等に主要株主や経営体制が変更された証券会社、経営不振企業の資金調達に関与する証券会社の業務運営態勢</li><li>・ ガバナンス、ビジネスモデルの持続可能性(含む顧客本位の業務運営)や地域における直接金融の担い手としての役割等について オフサイトを中心としたモニタリングを実施【地域証券会社】</li></ul>
外国為替証拠金取引業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リスク情報の開示状況、ストレステストの適切さや実施したストレステスト結果の適切な自己資本への反映状況等、決済リスク管理等の強化に向けた内閣府令等の改正を踏まえた取組状況</li></ul>
投資運用業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等</li><li>・ 私募リート等不動産関連ファンドを運用する業者の実態や代替資産への投資に関する現状把握</li></ul>
投資助言・代理業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 顧客に誤解を生じさせる広告、虚偽の説明による勧誘等</li></ul>
第二種金融商品取引業者、 適格機関等特例業務届出者、 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等</li><li>・ 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング【証券金融会社、信用格付業者、登録金融機関、自主規制機関等】</li></ul>
無登録業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用</li><li>・ 必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う</li></ul>

## 《関係機関との連携・モニタリング結果の情報発信》

- ◎各財務局とは、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査も実施。また、財務局間の情報の集約・共有やモニタリング手法の検討等を行うとともに、各財務局が必要とする研修にも注力
- ◎自主規制機関等とは、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有。証券モニタリングで検知した事項の改善・再発防止を効果的に進める
- ◎金融商品取引業者の監査関係者に対して、必要に応じて検査結果を共有する等、改善に向けた自主的な取組みを促す